

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和2年9月4日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1900098 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (国) 第 2000006 号

第 1 結論

昭和 60 年 9 月 6 日から昭和 61 年 1 月 1 日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 60 年 9 月 6 日から昭和 61 年 1 月 1 日まで
(昭和 60 年 9 月から昭和 60 年 12 月まで)

離職後、次の就職までの期間は無職の状態となることから、国民年金保険料の納付に空白期間を生じさせないために、A 市役所の窓口において、請求期間に係る国民年金の加入手続を行い、保険料を納付した。同市の担当者が年金手帳の国民年金の記録欄に検認印を押したのだから、請求期間の保険料を納付したはずである。しかし、国民年金の記録では、請求期間は国民年金に未加入の期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、昭和 60 年 9 月 6 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、国民年金保険料の納付に空白期間を生じさせないために、A 市役所の窓口において、請求期間に係る国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したと陳述している。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号 (以下「記号番号」という。) は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和 62 年 8 月 3 日に、B 社会保険事務所 (当時) から A 市に払い出された番号の一つであることが確認でき、オンライン記録により、請求者は、同年 11 月 21 日に初めて国民年金第 1 号被保険者として資格を取得し、その処理が同年 11 月 26 日に行われたことが確認できる。

また、請求期間において、請求者の夫は C 共済組合の組合員であり、昭和 61 年 4 月改正前の国民年金法の規定では、請求者は国民年金の任意加入の対象者となるところ、国民年金に任意加入するのは、その申出の日からであり、前述のとおり、昭和 62 年 11 月に初めて国民年金の被保険者資格を取得した請求者の記号番号において、請求期間の始期に遡って国民年金の被保険者資格を取得すること及び請求期間の国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求期間の国民年金保険料を納付するためには、請求者に別の記号番号が払い出さ

れている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、請求者に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、請求者は、年金手帳の国民年金の記録欄に、請求期間とほぼ一致する期間を任意加入期間とする記載があること及び当該欄に「A市」の押印があることから、請求期間の国民年金保険料を納付したと陳述しているが、昭和48年以降に発行されたオレンジ色の表紙の年金手帳に保険料を納付したことを示す押印を行う欄はなく、A市はこれらの押印は訂正又は取消印であると考えられると回答している。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2000013号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2000012号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年12月15日

普通預金元帳において、A社から、平成20年12月9日及び同年12月15日に、合計15万5,452円が振り込まれていることが確認できるので、賞与又はインセンティブであったと思われるが、標準賞与額の記録がないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された普通預金元帳及びA社の現在の社会保険事務担当者(以下「社会保険事務担当者」という。)の陳述により、請求者は、請求期間に同社から賞与を支給されたことが推認できる。

しかしながら、社会保険事務担当者は、請求期間に係る貸金台帳等の資料を保存していないと陳述していることから、請求者の請求期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、平成20年12月9日におけるA社からの振込について、社会保険事務担当者は、資料がないため詳細は不明である旨陳述している上、オンライン記録によると、同社において、同年12月9日に標準賞与額が記録されている者はいない。

さらに、A社が加入するB健康保険組合は、請求者の請求期間に係る賞与支払届の提出はないと回答している。

このほか、請求期間について、請求者は、賞与明細書等の資料を所持していない上、請求者の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。